

令和 5 年度の高齢者虐待の状況について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行された平成 18 年度以降、県では高齢者虐待の状況を毎年公表しています。

1 令和 5 年度における高齢者虐待の概要

- 施設での従事者による虐待件数は 5 件で、前年度（1 件）より 4 件増加しました。
- 家庭での養護者による虐待件数は 167 件で、前年度（112 件）より 55 件増加しました。
- 家庭での養護者による虐待においては、被虐待者の約 8 割が「女性」、虐待者の約 4 割が「息子」、「身体的虐待」が約 8 割を占めています。

2 県の高齢者虐待防止対策

- 介護施設職員や市町村職員を対象に、未然防止のための優良事例の紹介や職員のストレスケアなど、資質向上に向けた研修会の実施
- 市町村における解決困難な事例への対応として、弁護士、社会福祉士、司法書士等専門職の派遣による支援の実施
- パンフレットの作成・配布等による相談窓口、通報義務等の周知による県民の虐待防止の意識向上
- 家族の介護負担を軽減させるための介護サービスの利用促進
- 施設・事業者に対して定期的に行う集団指導や運営指導において、虐待防止を重点項目として指導を実施
- 「高齢者・障がい者虐待防止会議」の開催等による市町村、関係機関・団体との連携強化

3 公表資料

別添のとおり

令和５年度の高齢者虐待の状況について

山形県 健康福祉部 高齢者支援課

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第 25 条の規定により、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等について、県は、毎年度公表することとされております。

このたび、厚生労働省が実施した高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査と県の独自調査をもとに、本県分の状況をまとめました。

（調査対象期間）

令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの１年間

１ 養介護施設等（※１）における従事者による高齢者虐待

※１ 介護保険法、老人福祉法に規定する施設・事業所
件数は５件で、前年度より４件増加しました。

（１）虐待と認定した件数及び人数

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
件数	２件	４件	１件	１件	０件	３件	４件	２件	１件	５件
人数	２人	８人	１人	１人	０人	３人	６人	３人	１３人	８人

（２）虐待の概要（５件）

区 分		ケース１	ケース２	ケース３
施設等の種別		特別養護老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム
虐待の種別		身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
被虐待者	人数	女性４人	女性１人	男性１人
	要介護度	要介護４～５	要介護４	要介護４
	年齢別	８０～９４歳	８０～８４歳	８０～８４歳
虐待者	人数	男性２人	男性１人	男性１人
	職種	介護職員	介護職員	介護職員
市町村・県が行った対応		施設への指導及び改善状況の確認	施設への指導及び改善状況の確認	施設への指導及び改善状況の確認
区 分		ケース４	ケース５	
施設等の種別		住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム及び併設通所介護	
虐待の種別		身体的虐待	身体的虐待、介護等放棄、心理的虐待	
被虐待者	人数	男性１人	女性１人	
	要介護度	要介護２	要介護１	
	年齢別	７０～７４歳	８５～８９歳	
虐待者	人数	男性１人	女性１人	
	職種	介護職員	介護職員	
市町村・県が行った対応		施設への指導及び改善状況の確認	施設への指導及び改善状況の確認	

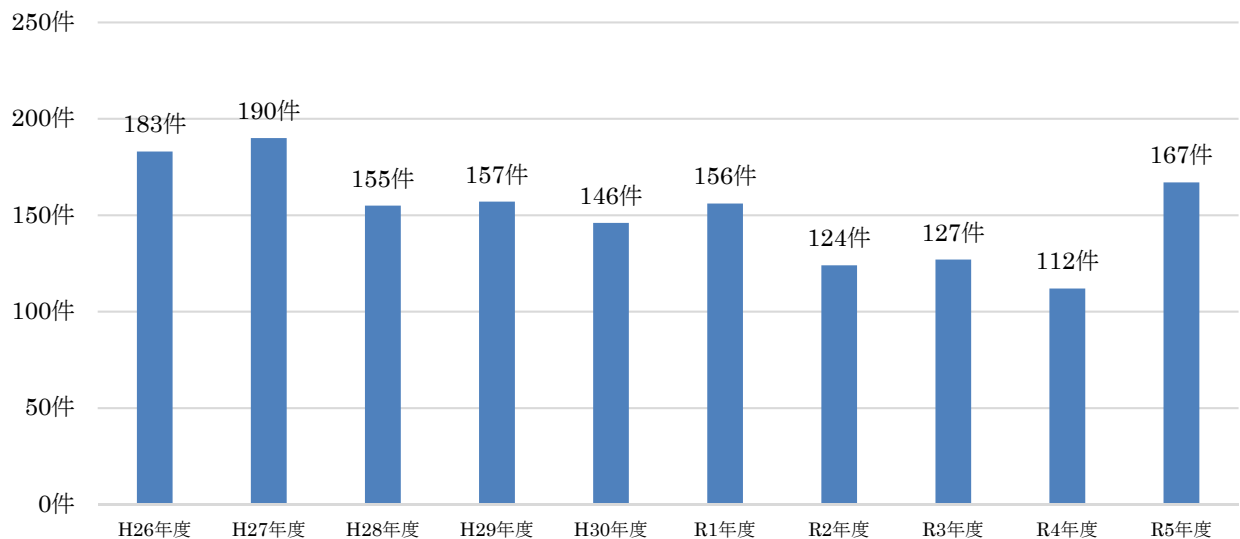
2 家庭における養護者（※2）による高齢者虐待

※2 高齢者の世話をしている家族、親族等

件数は167件で、前年度より55件増加しました。

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
件数	183件	190件	155件	157件	146件	156件	124件	127件	112件	167件
人数	191人	198人	161人	160人	150人	165人	126人	130人	117人	175人

家庭における養護者による高齢者虐待件数の推移



（1）被虐待者について

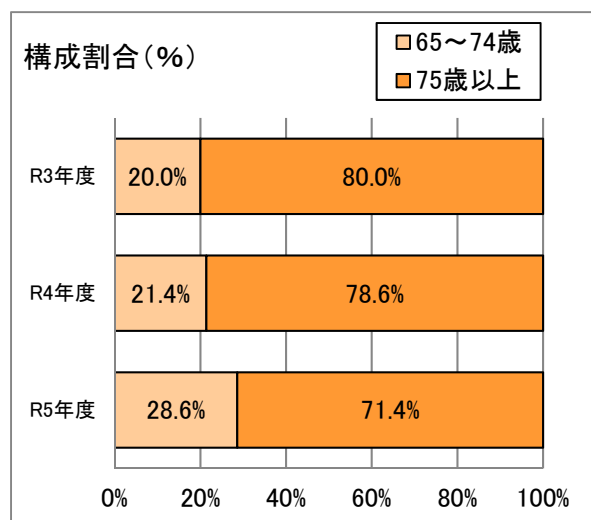
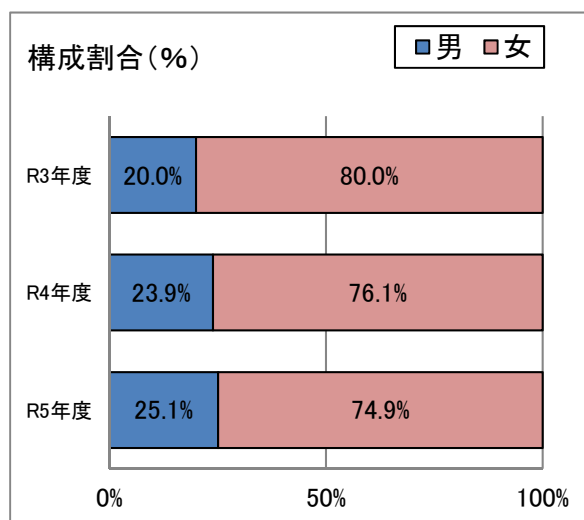
女性が約75%を占めています。また、75歳以上の後期高齢者が約71%を占めています。

①男女別

区 分	男	女	計
R3年度	26人	104人	130人
R4年度	28人	89人	117人
R5年度	44人	131人	175人

②年齢別

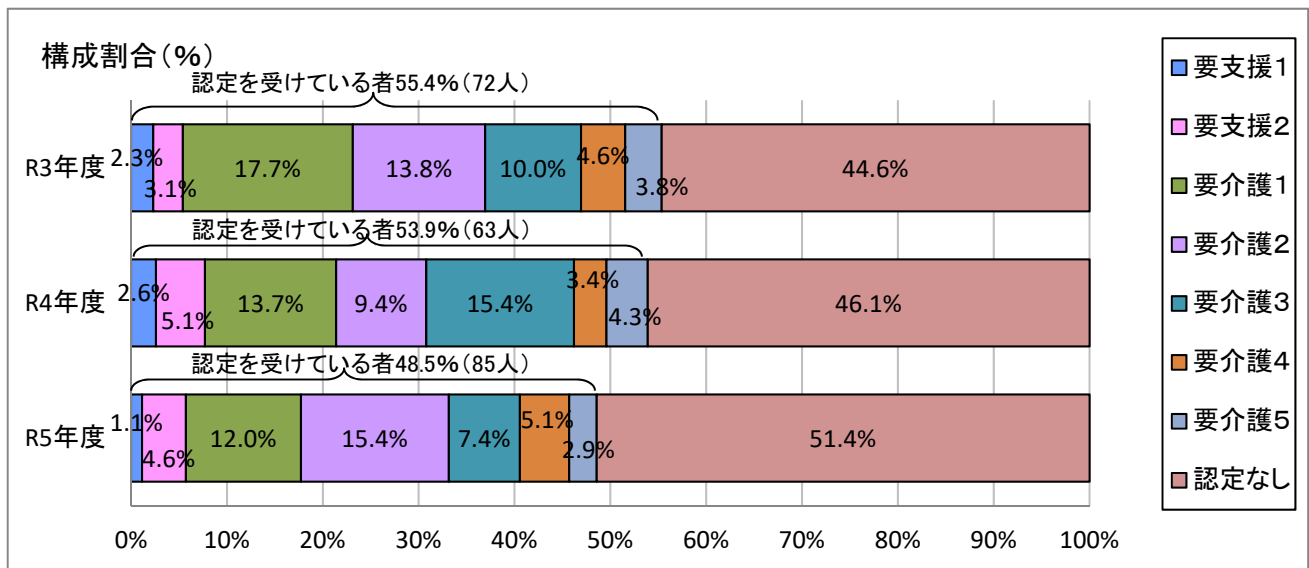
区 分	65～74歳	75歳以上	計
R3年度	26人	104人	130人
R4年度	25人	92人	117人
R5年度	50人	125人	175人



③介護保険認定状況

介護保険の認定を受けている者が約49%となっています。

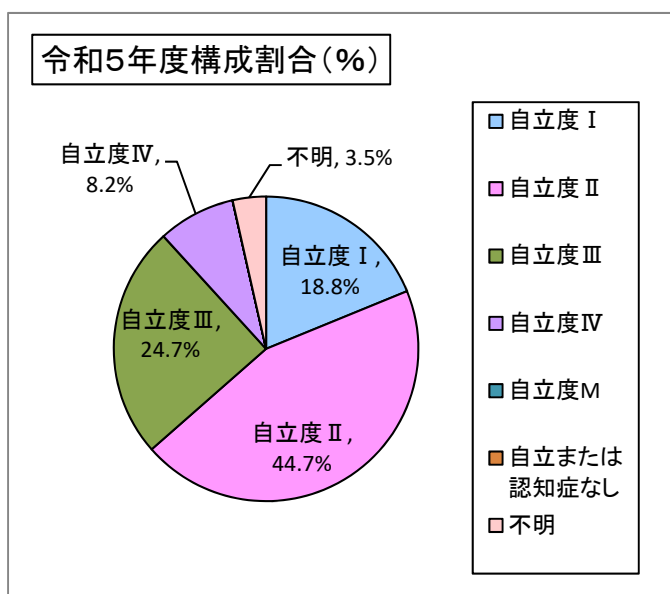
区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定なし	計
R3年度	3人	4人	23人	18人	13人	6人	5人	58人	130人
R4年度	3人	6人	16人	11人	18人	4人	5人	54人	117人
R5年度	2人	8人	21人	27人	13人	9人	5人	90人	175人



④介護保険の認定を受けている者の認知症日常生活自立度

介護保険の認定を受けている者のうち、認知症の症状がある高齢者が約96%となっています。また、自立度Ⅱが最も多くなっています。

区 分	自立度Ⅰ	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度Ⅳ	自立度M	不明	自立・認知症なし	計	(再掲)Ⅰ～M
R3年度	11人	24人	24人	5人	1人	0人	7人	72人	65人
R4年度	12人	19人	23人	5人	0人	1人	3人	63人	59人
R5年度	16人	38人	21人	7人	0人	3人	0人	85人	82人

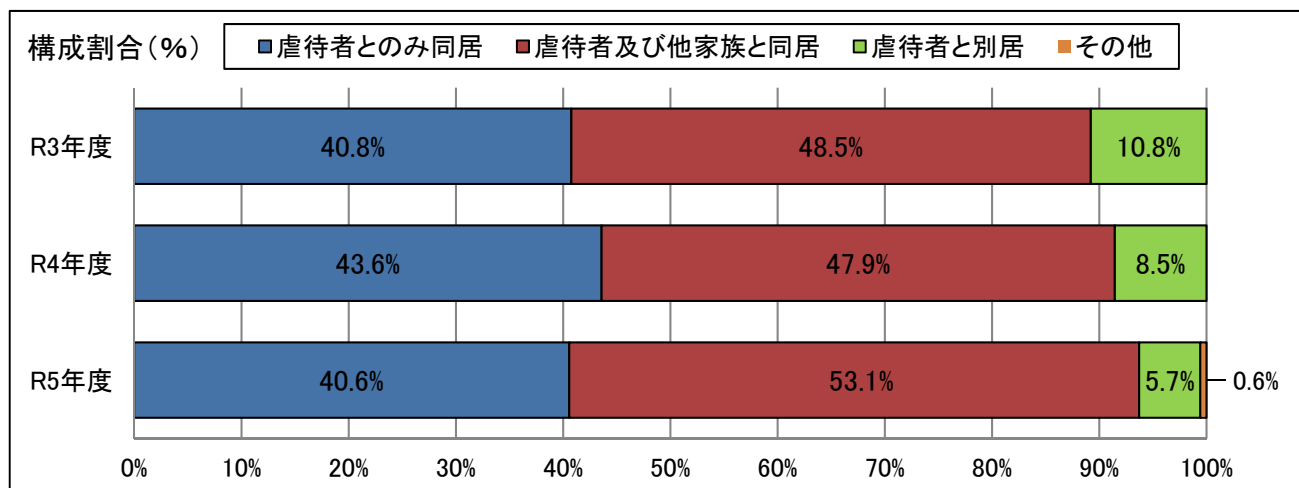


【参考】認知症高齢者日常生活自立度の目安	
I	症状はあるが、日常生活はほぼ自立。
II	日常生活に支障をきたすが、周囲が注意していれば自立することができる。
III	日常的に介護を必要とする。
IV	日常生活に支障をきたし、行動や意志疎通が困難であり、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動、身体疾患があり、専門医療を必要とする。

⑤虐待者との同居状況

虐待者と同居する者が多く、「虐待者とのみ同居」と「虐待者及び他家族と同居」を合わせると全体の約94%を占めています。

区 分	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	計
R3年度	53人	63人	14人	0人	130人
R4年度	51人	56人	10人	0人	117人
R5年度	71人	93人	10人	1人	175人

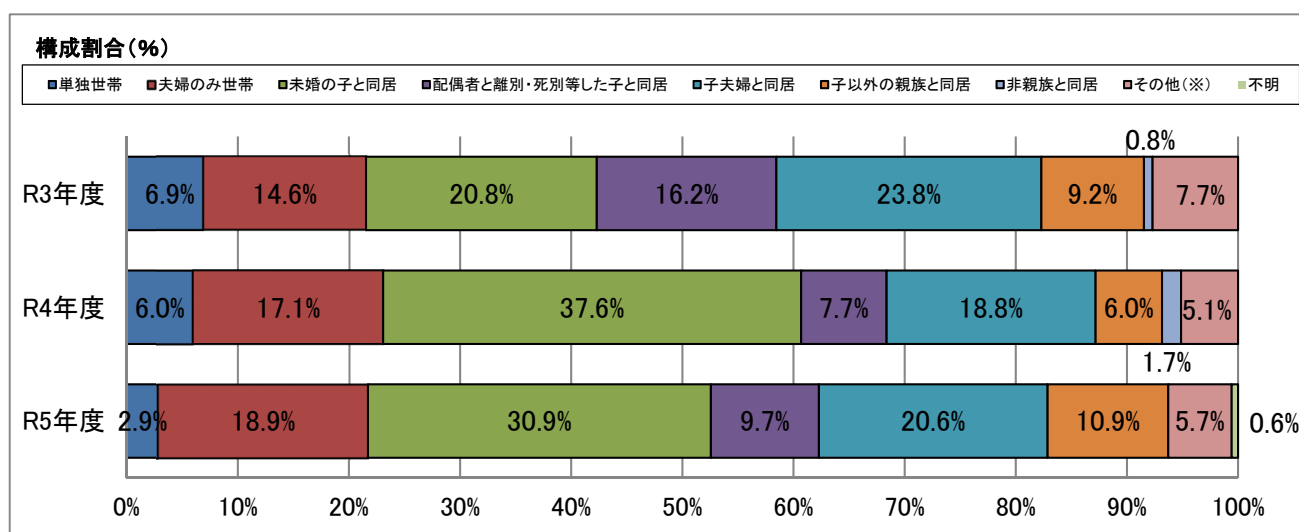


⑥家族形態

「未婚の子と同居」及び「子夫婦と同居」が多くなっています。

区 分	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	子以外の親族と同居	非親族と同居	その他(※)	不明	計
R3年度	9人	19人	27人	21人	31人	12人	1人	10人	0人	130人
R4年度	7人	20人	44人	9人	22人	7人	2人	6人	0人	117人
R5年度	5人	33人	54人	17人	36人	19人	0人	10人	1人	175人

※ 子は養子を含み、子と同居の家族形態は、三世代以上の場合及び他の親族も同居の場合を含む



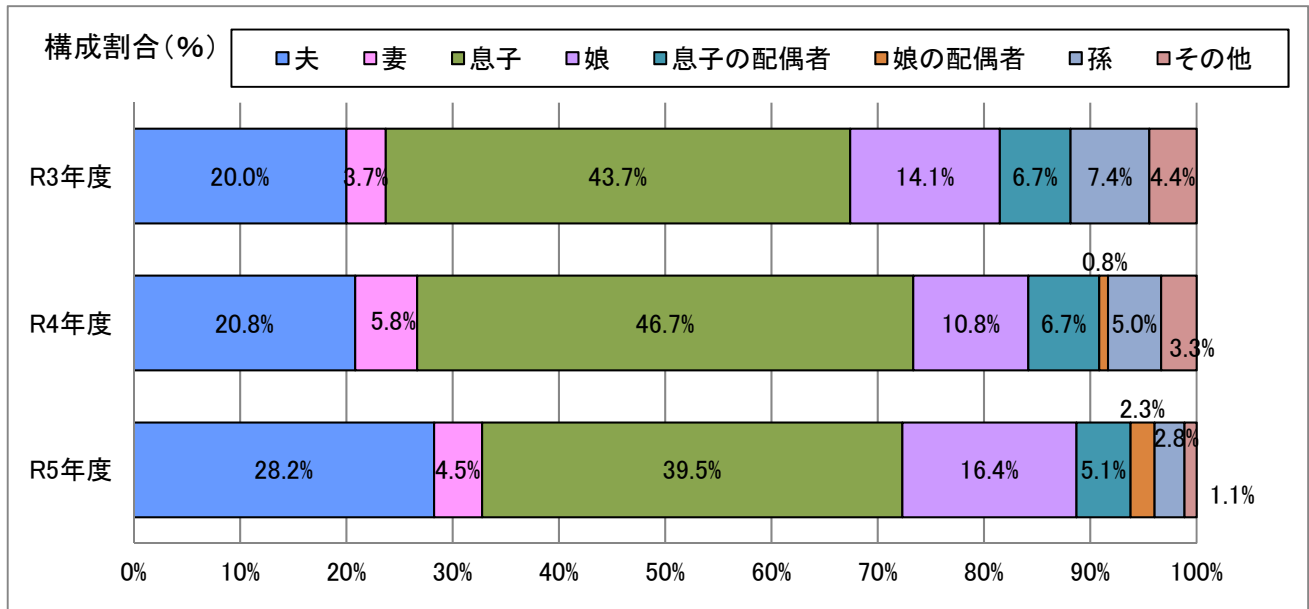
(2) 虐待者について

①被虐待者から見た虐待者の続柄

息子が全体の約40%を占め、次いで、夫、娘が多くなっています。

区 分	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	孫	その他	計
R3年度	27人	5人	59人	19人	9人	0人	10人	6人	135人
R4年度	25人	7人	56人	13人	8人	1人	6人	4人	120人
R5年度	50人	8人	70人	29人	9人	4人	5人	2人	177人

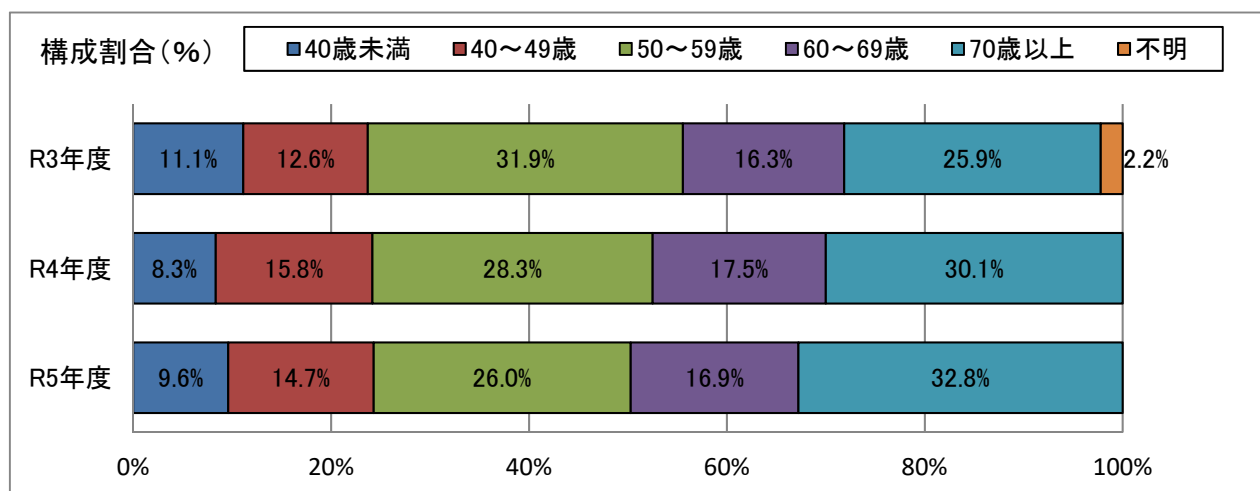
※ 一事案について複数いる場合は、それぞれに計上



②年齢別

虐待者の年齢は、50代以上が多くなっています。

区 分	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	計
R3年度	15人	17人	43人	22人	35人	3人	135人
R4年度	10人	19人	34人	21人	36人	0人	120人
R5年度	17人	26人	46人	30人	58人	0人	177人



(県独自調査項目)虐待者の介護への関与状況及び就労・経済状況について

市町村が虐待対応時の状況等を基に虐待者（177 人）について回答したものです。

注：虐待者本人からの回答ではございません。

【結果の概要】

- ・被虐待者と常時接触していた虐待者は全体の約 8 割を占めています。
- ・主たる介護者として介護していた虐待者は全体の約 5 割となっています。
- ・主たる介護者であった虐待者の約 7 割は、介護の協力者がいませんでした。
- ・主たる介護者であった虐待者の介護歴は、「1 年以上 3 年未満」が最も多くなっています。
- ・主たる介護者であった虐待者の約 8 割が介護疲れや悩みを抱えていました。
- ・虐待者の約 5 割が無職であり、うち 60 歳未満の者が約 4 割を占めています。
- ・虐待者の約 3 割が経済的困窮が疑われる状態にありました。

【県独自調査項目の結果】

(1) 虐待者の介護への関与状況

①被虐待者との接触時間（頻度）

日中も含め常時	97人	54.8%
日中以外は常時	51人	28.8%
週に数日程度	8人	4.5%
月に数日程度	1人	0.6%
ほとんど接触なし	10人	5.6%
不明	10人	5.6%
計	177人	

②被虐待者に対する介護の取組み状況

主たる介護者として介護	81人	45.8%
補佐的に介護	10人	5.6%
別の者が介護	10人	5.6%
介護が不要	61人	34.5%
不明	15人	8.5%
計	177人	

③ ②で「主たる介護者として介護」と回答した者（81 人）の状況

性別	男性	女性	年齢	49歳以下	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不明
	50人	31人		11人	21人	18人	17人	14人	0人
	61.7%	38.3%		13.6%	25.9%	22.2%	21.0%	17.3%	0.0%

続柄	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	孫	その他
	23人	7人	26人	18人	5人	1人	1人	0人
	28.4%	8.6%	32.1%	22.2%	6.2%	1.2%	1.2%	0.0%

介護の協力等の有無	介護の協力者あり	23人	28.4%
	介護の協力者なし（相談相手あり）	26人	32.1%
	介護の協力者、相談相手いずれもなし	31人	38.3%
	不明	1人	1.2%

介護歴	1 年未満	12人	14.8%
	1 年以上 3 年未満	21人	25.9%
	3 年以上 5 年未満	16人	19.8%
	5 年以上10年未満	18人	22.2%
	10年以上	1人	1.2%
	不明	13人	16.0%

介護疲れの状況	介護疲れがとてもあった	40人	49.4%
	介護疲れがややあった	30人	37.0%
	介護疲れがあまりなかった	4人	4.9%
	介護疲れがなかった	4人	4.9%
	不明	3人	3.7%

86.4%

介護の悩みの状況	介護の悩みがとてもあった	27人	33.3%
	介護の悩みがややあった	38人	46.9%
	介護の悩みがあまりなかった	4人	4.9%
	介護の悩みがなかった	5人	6.2%
	不明	7人	8.6%

80.2%

(2) 虐待者の就労・経済状況

① 就労状況

職についていない（無職）	90人	50.8%
正規の職に就いている	26人	14.7%
非正規の職に就いている	16人	9.0%
自営業	14人	7.9%
職についているが詳細不明	24人	13.6%
不明	7人	4.0%
計	177人	

職についていない者の年齢		
40歳未満	4人	4.4%
40～49歳	11人	12.2%
50～59歳	18人	20.0%
60歳以上	57人	63.3%
不明	0人	0.0%

36.6%

職についていない60歳未満の者（33人）の続柄							
夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	孫	その他
0人	1人	19人	9人	1人	1人	2人	0人
0.0%	3.0%	57.6%	27.3%	3.0%	3.0%	6.1%	0.0%

② 虐待者世帯の経済的な困窮状況

経済的困窮が疑われる	58人	32.8%
困窮状況には無い	104人	58.8%
不明	15人	8.5%
計	177人	

③②で「経済的困窮が疑われる」と回答した者（58人）の状況

年齢	49歳以下	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不明
	10人	24人	11人	8人	5人	0人
	17.2%	41.4%	19.0%	13.8%	8.6%	0.0%

続柄	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	孫	その他
	9人	4人	27人	13人	1人	1人	2人	1人
	15.5%	6.9%	46.6%	22.4%	1.7%	1.7%	3.4%	1.7%

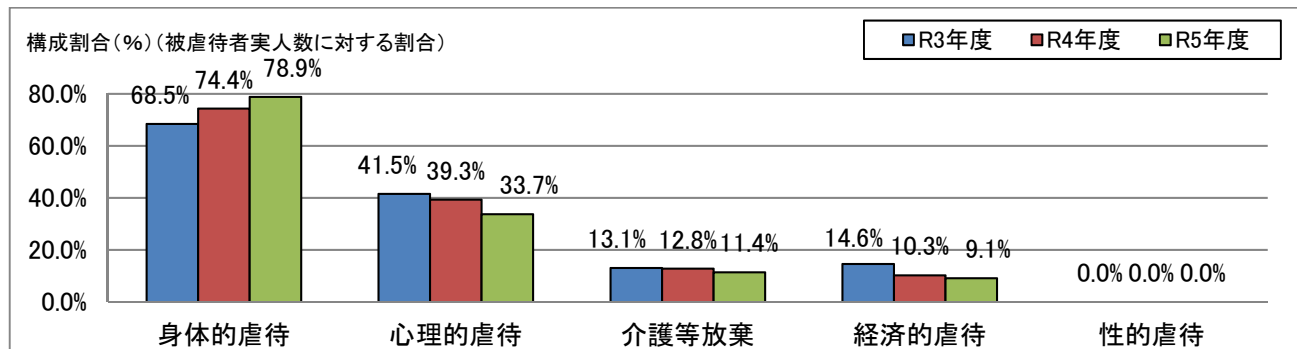
世帯状況	生活保護受給世帯	5人	8.6%
	住民税非課税世帯（生活保護受給世帯を除く）	24人	41.4%
	その他（支払い滞納、多額の借金等）	29人	50.0%

(3) 虐待の種別について

「身体的虐待」が最も多く、次いで「心理的虐待」が多くなっています。

区 分	身体的虐待	心理的虐待	介護等放棄	経済的虐待	性的虐待	被虐待者実人数
R3 年度	89 人	54 人	17 人	19 人	0 人	130 人
R4 年度	87 人	46 人	15 人	12 人	0 人	117 人
R5 年度	138 人	59 人	20 人	16 人	0 人	175 人

※ 複数に該当する場合は、それぞれに計上



身体的虐待	暴力行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断すること。(殴る、蹴る、ベットに縛るなど)
心理的虐待	脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。(怒鳴る、人前で恥をかかせる、無視するなど)
介護等放棄	意図的か結果的かを問わず、介護や生活の世話を行っている家族等が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させていること。(入浴させない、食事を与えない、必要な介護サービス等を受けさせないなど)
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。(生活費を渡さない、勝手に年金や財産を使うなど)
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。(わいせつな行為の強要、懲罰的に裸で放置するなど)

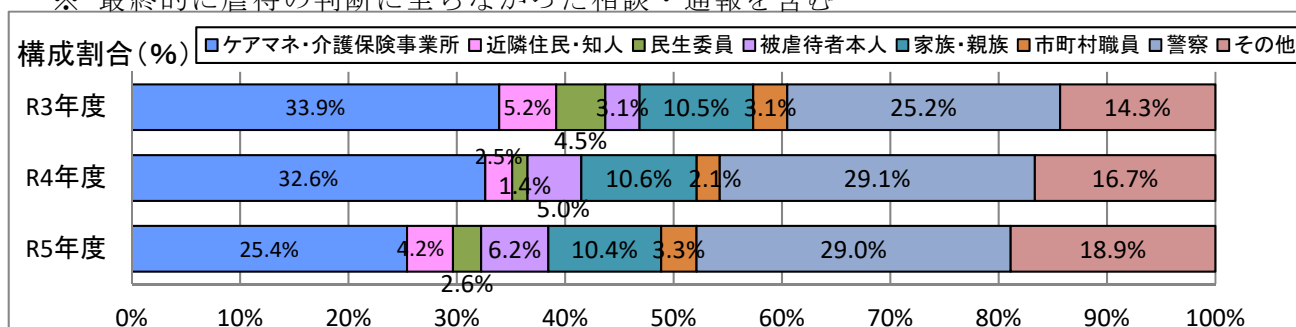
(4) 相談・通報者について

警察、ケアマネジャー・介護保険事業所職員からの相談・通報が多い状況です。

「その他」には、地域包括支援センター職員、医療機関、虐待者自身などが含まれます。

区 分	ケアマネ・介護保険事業所	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	市町村職員	警察	その他	地域包括支援センター職員	計
R3年度	97人	15人	13人	9人	30人	9人	72人	41人	21人	286人
R4年度	92人	7人	4人	14人	30人	6人	82人	47人	38人	282人
R5年度	78人	13人	8人	19人	32人	10人	89人	58人	34人	307人

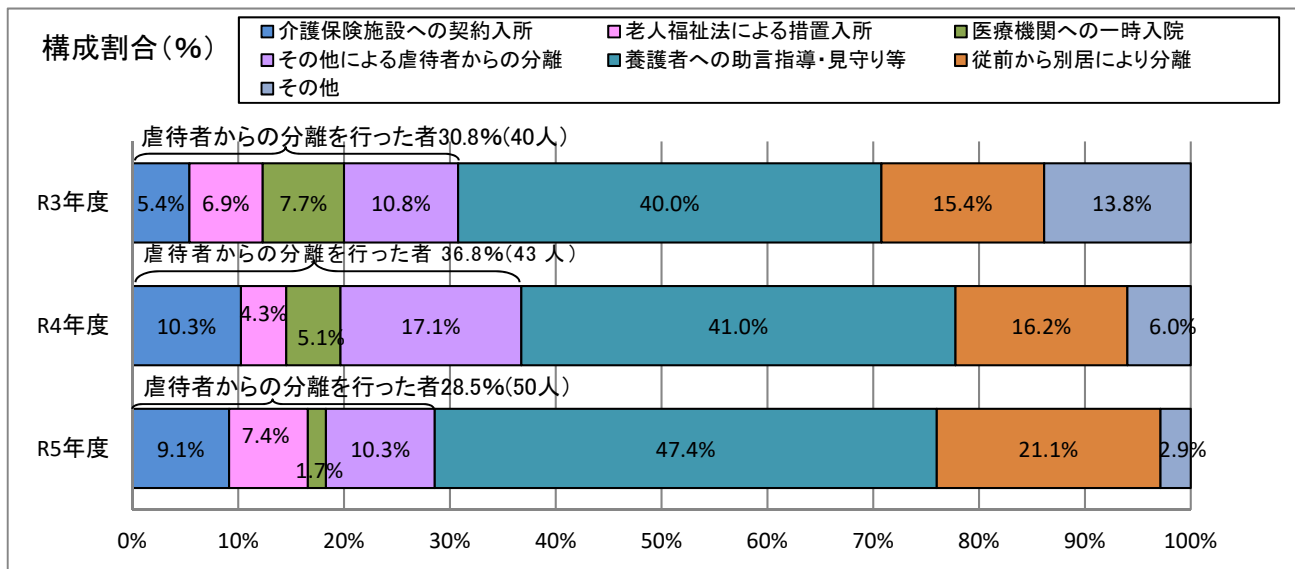
※ 最終的に虐待の判断に至らなかった相談・通報を含む



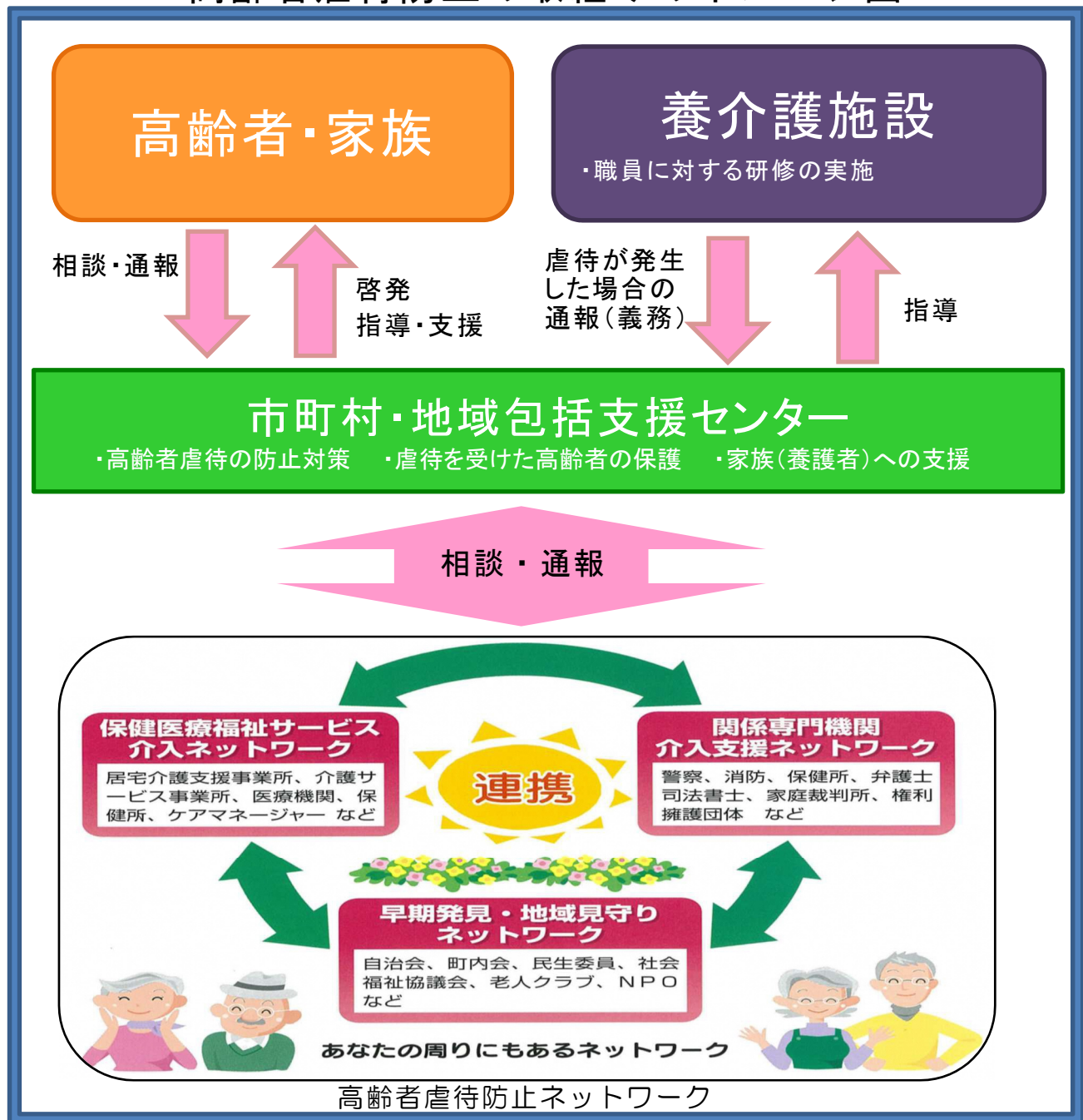
(5) 虐待への対応について

被虐待高齢者の保護のため虐待者からの分離を行った人数が 50 人 (28.5%) を占め、分離の手段としては、他の住宅に移るなどの「その他による虐待者からの分離」が最も多くなっています。

区分	被虐待者からの分離				小計	養護者への助言指導・見守り等	従前から別居により分離	その他	計
	介護保険施設への契約入所	老人福祉法による措置入所	医療機関への一時入院	その他による虐待者からの分離					
R3年度	7人	9人	10人	14人	40人	52人	20人	18人	130人
R4年度	12人	5人	6人	20人	43人	48人	19人	7人	117人
R5年度	16人	13人	3人	18人	50人	83人	37人	5人	175人



高齢者虐待防止の取組みのイメージ図



山形県の取組み

- ①関係機関による連携協力体制の確立
 - ・山形県高齢者・障がい者虐待防止会議の開催
 - ・専門職による相談支援体制の確保
- ②高齢者虐待防止の普及啓発
 - ・高齢者虐待防止パンフレットの作成、配布
- ③関係機関職員の研修等
 - ・市町村職員等情報交換会の開催
 - ・施設職員等を対象とした研修会の開催

【県民の皆様へ】

あなたの「気づき」が虐待の深刻化を防ぎます

虐待を受けている高齢者や、介護疲れの家族は何かしらのサインを発しています。以下の項目は、「高齢者虐待」の発見の手がかりとなる「虐待の危険サイン」の例です。

あなたの身のまわりに思い当たることがあれば、あなたのお住まいの「市町村」やお近くの「地域包括支援センター」にご相談ください。

県内各市町村の高齢者虐待の通報・相談窓口は、山形県ホームページにも掲載しています。詳しくは「山形県 高齢者虐待防止 窓口」で検索してください。

高齢者からのサイン	養護者（家族）からのサイン
☐ 不自然なけがや傷がある	☐ 介護に疲れている
☐ 急におびえたり怖がる	☐ 無気力、投げやりである
☐ 無気力、投げやりである	☐ 高齢者を怒鳴る、しつけと言ってたたく
☐ 栄養失調、脱水症状がみられる	☐ 高齢者の世話に対する不平・不満が多い
☐ 悪臭がしたり、服が汚れている等不衛生な状態である	☐ 介護サービスを受けさせない
☐ お金があるのにサービス利用料や生活費の支払ができない	☐ 高齢者を友人等に会わせない
☐ 傷やあざの説明のつじつまが合わない、話したがらない	☐ 保健・福祉の担当者とううのを嫌うようになる
☐ 体重が不自然に増えたり、減ったりする	☐ 高齢者に関する話題をさける

山形県高齢者虐待防止宣言

～高齢者虐待のない社会の実現をめざして～

- 1 高齢者の権利利益を守り、高齢者が尊厳を持って安心して生活を送ることができる社会を目指します。
- 2 家庭、施設での高齢者虐待の防止に向け、地域全体で取り組みます。
- 3 高齢者虐待の問題を誰もが見過ごさず、一人ひとりの問題として県民あげて取り組みます。

平成19年7月27日

山形県高齢者虐待防止県民会議